

# 国分寺市東部地区拠点親子ひろば事業業務委託 に関する公募型プロポーザル実施要領

令和 5 年 10 月 20 日

国 分 寺 市

## 【事務局】

国分寺市 子ども家庭部 子育て相談室

子ども家庭支援センター地域担当

担当：杉野，今枝

住所：〒185-0034

東京都国分寺市光町三丁目 13 番地 20

電話：042-572-8138

FAX：042-572-0481

E-mail：kodomokatei@city.kokubunji.tokyo.jp

## 1 業務の概要

(1) 件名 国分寺市東部地区拠点親子ひろば事業業務委託

(2) 事業目的

乳幼児とその保護者，妊娠期の方の交流の場のほか，利用者支援など，より充実した支援を提供する東部地区拠点親子ひろば事業を実施することにより，支援を必要とする子育て家庭等を支え，子育ての負担感や不安感を軽減するとともに，児童虐待の未然防止につなげることを目的とする。

上記目的を達成するため，価格以外の提案部分を総合的に評価できるプロポーザル方式により選定する。

(3) 業務内容

詳細は別添「国分寺市東部地区拠点親子ひろば事業に関する仕様書」（以下，「仕様書」という。）を参照。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(5) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

なお，委託業務を継続することが適当でない認められるときは，契約書に基づき，契約を解除することがある。

(6) 履行場所

国分寺市南町三丁目9番25号 国分寺南町住宅109号室

(7) 現状の課題等

これまで，子育て応援パートナー事業や親子ひろば事業において，主に0歳から3歳までの子どもとその保護者に対し，子育てに関する相談や子育てを行う仲間同士の交流等を支援してきたが，その効果は限定的であり，支援を必要とする子育て家庭が，地域子ども・子育て支援事業を十分に活用できるまでには至っていない。また，地域の希薄化はコロナ禍において拍車がかかり，児童虐待相談対応件数は令和4年度過去最多となるなど，子育て家庭を取り巻く状況はさらに厳しいものとなっている。こうした子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕

在化してきている状況等を踏まえ、子育て応援パートナー事業における相談機能及び利用支援の充実、親子ひろば事業における支援の質の向上を図り、子育て家庭に対する支援を強化する必要がある。

(8) 委託料上限額

55,096 千円（非課税）

【内訳】 令和5年度 0円  
 令和6年度 18,094千円  
 令和7年度 18,365千円  
 令和8年度 18,637千円

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記委託料上限額を超えてはならない。

(9) 実施方法

公募型プロポーザル方式

**2 プロポーザルの概要（スケジュール等）**

(1) 事業者選定スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	①プロポーザル方式等の実施の公表 ②実施要領等の配布 ③企画提案参加意思表明書の提出	令和5年10月20日（金）から 令和5年11月7日（火）午後5時まで
2	質問受付	令和5年10月20日（金）から 令和5年11月7日（火）午後5時まで
3	質問回答	令和5年11月9日（木）
4	申請書・企画提案書等受付	令和5年11月10日（金）から 令和5年11月17日（金）午後5時まで
5	第一次審査（書類審査）	令和5年11月21日（火）
6	第一次審査結果通知	令和5年11月24日（金）
7	第二次審査（プレゼンテーション）	令和5年12月8日（金） 予定変更：令和5年12月18日（月）
8	第二次審査結果通知	令和5年12月15日（金） 予定変更：令和5年12月26日（火）

9	優先交渉権者との協議（提案内容に基づく仕様書最終調整）	令和6年1月23日（火）まで
10	契約締結	令和6年2月28日（水）

(2) 事業スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	基礎的事項の整理，事業実施に向けた担当課との調整	令和5年度
2	国分寺市東部地区拠点親子ひろばの運営	令和6～8年度

### 3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ，電子調達サービス

(2) 募集期間

令和5年10月20日（金）から令和5年11月7日（火）午後5時まで

### 4 参加要件・参加申込

(1) 参加要件

本プロポーザルに参加する者は，以下の全ての要件を満たしている者とする。

（基本的な要件）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ② 国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号）第35条の規定による資格審査サービスに登録された者であること。
- ③ 参加申込の時点で，国分寺市もしくは国（公社・公団を含む）又は他の地方公共団体から指名停止処分を受けていない者。
- ④ 会社更生法，民事再生法等により更生又は再生手続きを開始していないこと。また，破産法に基づく破産手続き開始の申立又は破産手続中のものでないこと。
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。

- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑧ 法人税，法人事業税，消費税及び地方消費税を完納していること。  
（その他の要件）
- ⑨ 令和2年度から令和4年度に地方公共団体から委託されている同様業務について受託した実績があること。  
※ 同様業務とは，利用者支援事業（基本型），地域子育て支援拠点事業（子育てひろば），認可保育所，児童館，放課後児童健全育成事業，その他乳幼児とその保護者を対象とした業務とする。
- ⑩ 土曜日・日曜日に月2日以上事業を実施すること。
- ⑪ 事業実施時間について週30時間以上であること。
- ⑫ 提案価格が委託料上限額以内であること。

## (2) 制限事項

応募者1者につき複数の提案は認めない。

## (3) 参加申込

実施要領等の配布

### ① 配布期間

令和5年10月20日（金）から令和5年11月7日（火）午後5時まで  
配布時間：火曜日から土曜日

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで

### ② 配布場所

〒185-8501 東京都国分寺市光町三丁目13番地20

国分寺市立子ども家庭支援センター内

国分寺市 子ども家庭部 子ども子育て相談室

※実施要領は，以下のホームページから入手することができる。

国分寺市役所ホームページ (<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>)

>発注・入札>国分寺市東部地区拠点親子ひろば事業業務委託に関する公募型プロポーザルについて(ページ番号：1030801)

※電子調達サービスのお知らせにも掲載する。

## 5 参加意思の確認

プロポーザルに参加表明しようとする者は、下記の手続きを行い、「企画提案参加意思表明書」（様式第1号）を提出すること。

### (1) 提出方法

下記提出期限までに持参または郵送（書留，必着）にて国分寺市子ども家庭部子育て相談室に原本を提出すること。郵送の場合は，発送後，事務局に電話連絡すること。

### (2) 提出場所

〒185-8501 東京都国分寺市光町三丁目 13 番地 20

国分寺市立子ども家庭支援センター内

国分寺市 子ども家庭部 子育て相談室

電話番号：042-572-8138

### (3) 企画提案参加意思表明書提出期限

令和5年10月20日（金）から令和5年11月7日（火）午後5時まで（必着）

受付時間：火曜日から土曜日

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで

## 6 企画提案参加申込書の提出

企画提案をしようとする者は、参加表明をしたうえで以下のとおり企画提案参加申込書を作成し、提出しなければならない。

### (1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、印のうえ、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

書類名称	様式 ※4	提出部数	備考
企画提案参加申込書	様式第4号	1部	
企画提案書	様式第6号	正1部 副10部	※1※5
事業者概要	様式第8号	正1部	
契約実績届出書	様式第5号	正1部	※2
見積書	様式第7号	正1部	※3

直近の法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書・納税証明書その1（法人税）・納税証明書その1（消費税及び地方消費税）		各1部	
---	--	-----	--

- ※1 提案内容については、国分寺市東部地区拠点親子ひろば事業業務委託に関する企画提案書（様式第6号）により作成すること。
- ※2 令和2年度から令和4年度までの間に地方公共団体から委託された同様・同種業務の契約内容を記載すること。また、単年度ごとにそれぞれ最も受託規模の大きい契約書の写しを提出すること。
- ※3 見積書は、仕様書等をもとに積算し記載すること。ただし、委託料上限額を超えてはならない。
- ※4 様式のサイズはA4とすること。
- ※5 正本には会社名を記載し、副本には一切記載しないこと。また、提案内容で会社（応募者）が推測できるような記載は避けること。

(2) 提出上の留意事項

- ① 企画参加意思表明書が提出されていない者の企画提案書は、受理しない。
- ② 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。
- ③ 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ④ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ⑤ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑥ 提出された提案書の返却は行わない。

(3) 提出方法

提出期限までに、持参または郵送（書留，必着）にて原本を提出すること。郵送の場合は、発送後、事務局に電話連絡すること。

(4) 提出場所

〒185-8501 東京都国分寺市光町三丁目13番地20  
 国分寺市立子ども家庭支援センター内  
 国分寺市 子ども家庭部 子育て相談室  
 電話番号：042-572-8138

#### (5) 提出期間

令和5年11月10日（金）から令和5年11月17日（金）午後5時まで（必着）

受付時間：火曜日から土曜日

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで

## 7 質疑・回答

### (1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第3号）を使用し提出すること。なお、以下の場合による質疑は受け付けない。

- ・電話等口頭での質疑。
- ・問い合わせ期間外の質疑。
- ・実施要領等に記載されていない事項に関する質疑。

### (2) 提出方法

質疑は、事務局まで電子メールにより行うものとする。電子メールの送信後に送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

送付先アドレス：kodomokatei@city.kokubunji.tokyo.jp

### (3) 提出期間

質疑書の受付期間は、令和5年10月20日（金）から令和5年11月7日（火）午後5時まで（必着）とする。

### (4) 回答方法

質疑に対する回答は、令和5年11月9日（木）までに電子メールにより企画提案参加意思表明書を提出した者すべてに送付する。（回答には会社名を表示しないものとする）。

## 8 審査方法及び審査結果の発表

### (1) 審査

業務候補者の選定にかかる審査（第一次審査及び第二次審査）は、「国分寺市東部地区拠点親子ひろば事業業務委託事業者選定審査会」（以下、「審査会」という。）が行う。

## (2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、第一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、上位3者以内を対象に第二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングで総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

### ① 第一次審査

第一次審査は、企画提案参加意思表明書及び企画提案参加申込書を提出し、第一次審査書類等を提出した者のうちから、書類審査により第二次審査対象となる者を選考する。この場合、第一次審査の配点の6割以上の得点があることを条件とする。

ア 選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。3位の得点である参加者が2者以上となった場合は、国分寺市東部地区拠点親子ひろば事業業務委託事業者選定審査基準別紙に記載する「客観評価」における評価項目「同様業務の受託実績数」を比較し、その得点が高い順に選定する。見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。

イ 第一次審査会は、非公表とする。

ウ 第一次審査終了後、提案者全てに対して事務局から令和5年11月24日（金）（予定）に様式第9号で通知する。ただし、通過者には第一次審査終了後、電話又は電子メールで通知する。

エ 公平性の確保のため、第一次審査は提案書に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

### ② 第二次審査

第二次審査は、第一次審査通過者がプレゼンテーションを行い、これに対し、審査会がヒアリングを実施し、優先交渉権者を選定する。

ア 実施日は令和5年12月8日（金）を予定しているが、場所や時間については第一次審査通過者に対し別途通知する。

イ 優先交渉権者1者、次席者1者を選定する。

ウ 第二次審査会は、非公表とする。

### ③ 優先交渉権者1者選定方法

第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。この場合、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件とする。なお、総合得点において、同点により1者を選定できない場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。

### ④ 審査結果の通知・公表

審査会終了後、結果を令和5年12月15日（金）（予定）に様式第10号で通知する。併せて、本件契約締結後、市のホームページで次の内容を公表する。

ア 本実施要領

イ 国分寺市東部地区拠点親子ひろば事業業務委託仕様書

ウ 契約締結事業者の企画提案書

エ 評価集計表

なお、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）第9条に該当する恐れのある資料については、契約締結事業者の了承を得て公表する。

⑤ 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により国分寺市に対し、説明を求めることができる。国分寺市は、前述の者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書により通知する。

ア 提出期限は、結果通知日の翌日から起算して7日（日・月曜日を除く）以内。

イ 受付時間は、火曜日から土曜日の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで。

ウ 提出場所は、事務局へ持参提出のこと。

(3) 第二次審査プレゼンテーションにおける事業者説明方法

① 企画提案書のプレゼンテーション、審査委員によるヒアリングを行う。

② 企画提案書のプレゼンテーションは15分以内とし、ヒアリングは10分以内とする。

③ 説明者は4人以内（機器の準備及び操作をする者も含める）とする。

④ プレゼンテーションにおいて使用する資料は参加者が提出した企画提案書及び企画提案書をパワーポイント等にて表現したもののみとし、それら以外の資料を使用した場合は失格とする。

⑤ プレゼンテーションを行う際のパソコン及びプロジェクター等の機器は、各自で用意するものとする。スクリーンは事務局で用意したものを使用する。

⑥ 公平性の確保のため、参加者は審査時の説明に際して、社名を伏せることとする。そのため、審査時に会社名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。

⑦ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の到着日順（郵送の場合は消印で確認する）とし、到着が同日同時刻の場合は、提案者の五十音順とする。

#### (4) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等，本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 提出書類の作成及び提出方法，提出期限を守らない者
- ③ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ④ 提出書類において，故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑤ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑥ 審査委員または事務局関係者に対し，本事業者選定に関する不正な接触を求めた者
- ⑦ 審査において，指定された時間に遅れた者
- ⑧ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑨ その他，審査委員会が不適格と認めた者

### 9 審査項目（評価基準）

#### (1) 第一次審査の評価項目等

評価項目		評価内容	
客観評価	(1)	同様業務の受託実績数	同様業務の受託実績数が十分であるか
	(2)	業務運営体制	業務担当者の配置人数は十分であるか
			実施曜日は，地域の課題や市民ニーズをとらえた設定となっているか
		実施時間は，地域の課題や市民ニーズをとらえた設定となっているか	
価格評価	(3)	提案見積額	—

## (2) 第二次審査の評価項目等

評価項目		評価内容	評価基準	
内容評価 (企画提案書・プレゼンテーション)	(1) 業務の遂行能力	業務遂行体制が整っていること	業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、業務が適切に実施できる体制が整っているか。	
		配置体制が整っていること	人員の配置が計画的に考えられており、妥当であるか。	
		安定した提供体制が整っていること	子育て親子の交流を促進させる方法や工夫が具体的であり、実現可能なものとなっているか。 地域の課題や講習等の目的と期待する効果を踏まえた上で、講習等の実施が具体的であり、実現可能なものとなっているか。 特定の内容・講師に偏っていないか。	
	(2) 業務の監理・サポート体制	業務全般の課題等に対する調整・対応能力及び検証・改善能力があること	服務状況の把握・労務管理が整っていること	福利厚生及び労務管理体制が整っており、職員の定着化を図ることができる方を講じているか。
				職員研修等、職員の意識向上・資質向上に向けた取り組みを行っているか。
				P D C Aによる運営（特に自己点検・評価に基づく改善）について、取組等が具体的であるか。
				負担感や孤独感を感じる子育て家庭からの相談に対し、関係機関との連携、継続した支援についての考え方、プライバシーへの配慮等、援助方法が明確であり、実現可能なものとなっているか。
	(3) 業務の衛生管理	衛生管理の考え方が整っていること	施設内の利用者へ感染症等対策、清潔保持など、衛生管理に関する対応策が明確であり、実現可能なものとなっているか。	
	(4) 業務の危機管理	事故の防止策が整っていること	施設内の利用者への安全配慮や事故予防などの対策が十分であり、また、緊急時の対応体制を整えているか。	
		問題発生時の緊急対応能力及び検証・改善能力があること	苦情対応や問題発生時の対応策、緊急連絡体制が明確になっているか。問題発生後の改善策等を検討体制が整えられているか。	
		個人情報保護、情報セキュリティ体制が整っていること	個人情報等情報管理の徹底、情報公開など、適正な事務処理体制が、具体的に定められているか。	
	ヒアリング	(5) 業務理解度	国及び東京都の子育て支援施策の動向を把握するとともに、市の現状の課題や今後の展開を理解し、明瞭・適切に熟意を持って質問に回答しているか	説明がわかりやすく、理論的であり、業務に対する取組意欲が感じられるか。質疑に対し、的確に回答できており、提案書及びプレゼンテーションとの整合性が取れているか。

## 10 その他

### (1) 契約方法

#### ① 優先交渉権者との契約の流れについて

市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

#### ② 契約交渉及び見積書の提出

市は、受託候補者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

#### ③ 合意に至らなかった場合

受託候補者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合、又は地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

④ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

⑤ 費用の負担

契約に当たって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次席者と契約締結交渉を行う場合は、協議に要する費用は次席者の負担とする。

(2) その他

① 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

② 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。

③ 本募集は、1者以上をもって成立とする。第一次審査及び第二次審査の合計点数の最も高い応募者を優先交渉権者とする。この場合、総合点数の6割以上であることを条件とする。

④ 市は、提案書について本プロポーザルに参加した企業等からの申請又は国分寺市情報公開条例に基づく申請があった場合、同条例に基づき公開・非公開の判断を行う。

⑤ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

⑥ 提出された書類等一式は、返却しない。

⑦ 優先交渉権者は市のホームページで公開する。

⑧ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。

⑨ 本プロポーザルの作成のために本市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。

⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。

⑪ 審査結果についての異議申し立ては認めない。

⑫ 企画提案参加意思表示書提出後、企画提案参加申込書が提出されない場合は辞退と見なす。

⑬ 企画提案参加意思表示書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式第2号により辞退の申し出を行うこと。